

要 請 書

日頃より、学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

「新型コロナウイルス感染症」の拡大は、2020年3月から「学校一斉休業」の要請、学童保育は働きながらの子育てとあってはならない施設であり、「社会の機能を維持するために必要な事業」として、朝からの開所が求められました。しかし、現実には指導員不足や施設環境の不十分さ、「全国一律の基準」でないこと、国と地方自治体の財政措置を含めた学童保育の「制度面の脆弱性」が浮き彫りになりました。

感染症の拡大とともに不安が続くなか、感染予防対策はもちろん、子どもの命を守り、安全で安心できる学童保育の日常生活を取り戻そうと、多くの保護者と指導員が力をあわせて必死にがんばってきました。

度重なる「緊急事態宣言」の発令等、当初の緊張感は見られないものの、感染者や重症者の増加、そのことによる医療の逼迫が毎日のように報じられています。

2021年7月には自治体ごとにワクチン接種がすすめられる中で、学童保育の指導員が優先接種の対象となるエッセンシャルワーカーとの理解が広がっています。その一方で、新たな変異株の拡大、感染者数・重症者の増大、子どもへの感染報告が相次いでいます。自治体によっては2学期の開始を遅らせることや、分散登校・短縮授業・オンライン授業などの対応が報告されています。

学童保育は、自治体や学童保育現場によって実施条件、保育内容はさまざまであり、いまなお多くの課題〔大規模化、待機児童、予算の少なさ、条件整備の遅れ、指導員の低賃金、〕があります。また、企業参入及び指定管理や全児童対策など運営形態・運営主体の変更により、指導員の雇用の安定、保育の継続性・ともに子育てをする子育ての共有感・信頼感が失われることも考えられます。「会計年度任用職員」制度への移行については、公営の学童保育の維持・あり方、ひいては学童保育全体のあり方に大きな影響を及ぼしています。市町村は「事業の実施主体者」としての責任が問われています。

2019年5月「第9次地方分権一括法」の成立、児童福祉法の改定により、2020年4月、施行からわずか5年で、保育の質、子どもたちの安全・安心、「全国一定水準の質」を担保する「従うべき基準」が「参酌基準」とされてしまいました。その際、「施行後3年後の見直し」が議会から附則と附帯決議がつけられました。私たちは、「全国的な一定水準の質」を実現するため、早期に「従うべき基準」に戻すよう、2022年春の国会に向けて、「国会請願署名」と合わせて「一人ひとりの声」を届ける取り組みを行っています。その他の基準についても順次「従うべき基準」とするよう働きかけていきます。

学童保育の「全国的な一定水準の質」を実現すべく、国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」と市町村が定めた学童保育の「基準条例」、「放課後児童クラブ運営指針」(以下、「運営指針」)を足がかりにして、国と地方自治体の責任で学童保育が量的にも質的にも拡充されるよう求めていくことが大変重要です。

県の役割は、“広域行政”の立場から 国の施策の具体化と県内の市町村の水準の維持・改善を行うことだと考えています。加えて、「子ども子育て支援新制度」の下では「県子ども・子育て支援事業支援計画」にある「(放課後児童健全育成事業に)従事する者の確保及び資質の向上のために」指導員の研修の実施を行うことが定められました。

ぜひ貴庁におかれましても、学童保育の量および質の後退にならぬよう一層のご尽力をお願いいたします。そして、市町村に対し学童保育の「一定水準の確保」をするために「条例の後退ではなく、さらなる改善」の働きかけをお願いいたします。

このような情勢のなか国の学童保育の制度と市町村の学童保育施策の抜本的な拡充を希望するとともに貴庁におかれましても、学童保育を必要とするすべての保護者と子どもたち、現場で働く指導員のために、コロナ禍でも安全に安心して毎日の生活が営める学童保育を整備されることを要望致します。

要 請 事 項

1. 待機児童解消に向け市町村へ働きかけをして下さい。
 - ・定数増ではなく分割や新規の設置等による内容で待機児童の把握と解消をするよう働きかけをして下さい。
2. 市町村に対し低所得の世帯の児童でも安心して学童保育に通えるよう県として財政的援助及び働きかけをして下さい。
3. 「群馬県放課後児童クラブの設置運営マニュアル」に沿った設置運営ができるような補助をして下さい。また、設置運営マニュアルに沿った施設・整備等の改修をするための補助をして下さい。併せて設置運営マニュアルの見直しについては、国の「放課後児童クラブ運営指針」の内容を参考にしつつも現在より後退しない内容にして下さい。
4. 大規模学童保育所（クラブ）の分割をよりいっそう進めるよう市町村に働きかけをして下さい。
5. 省令の「従うべき基準」が参酌化されたことによる市町村条例の後退をさせないよう援助や働きかけをしてください。
6. 学童保育指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。
 - ・放課後児童支援員研修を今後も継続して、資格取得を必要とする全ての指導員が受講できるための会場の規模や回数、開催方法、必要な予算を国と一体となって確保し取り組んで下さい。また、研修受託者につきましては、継続した研修のために民間企業等ではなくぐんまこどもの国など県内の公的機関にして下さい。
 - ・全ての自治体で全ての学童保育所が放課後児童支援員等処遇改善等事業の運用ができるよう働きかけをして下さい。
 - ・学童保育の役割が果たせるように、配置・勤務の体制、労働条件を改善し、指導員が働き続けられる環境になるよう財政的援助及び働きかけをして下さい。
7. 「学童保育対策事業」のいっそうの充実をはかって下さい。
 - ・安心して複数の障害児を受け入れられるような施設・財政面の補助をして下さい。
 - ・大規模学童保育所（クラブ）の分割をよりいっそう進めるための施設整備の補助をして下さい。
 - ・放課後児童クラブ育成支援対策強化事業（新規）の活用を市町村に働きかけるとともに下記2項目について補助をして下さい。
 - ①運営費等の会計事務を会計士や社会保険労務士等に依頼できるよう補助をして下さい。
 - ②支援員の事務負担は非常に多くなっています。事務負担軽減のために事務職員配置の補助をして下さい。
8. 「放課後子どもプラン」の具体化にあたっては、今後も放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業（学童保育）の「一体化」ではなく、それぞれの事業が、その目的・役割にそって拡充され連携が図られる内容にして下さい。
9. 国に対し学童保育施策の拡充を要望して下さい。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、さらには新興感染症にも対応していくためにも、「指導員の資格」、「配置基準」、「広さ」、「子ども集団の人数規模」を早急に改善して下さい。
 - ・「第9次地方分権一括法」の附則による「施行後3年」の見直しの際には、学童保育の基準を拡充して下さい。
 - ・省令の放課後児童支援員の数を「従うべき基準」に戻し学童保育の「全国的な一定水準の質」を確保して下さい。
 - ・児童福祉法を改正し、学童保育（放課後児童クラブ）を児童福祉施設として位置づけ、市町村の実施責任を明

確にするよう要望して下さい。

- ・国の財政負担割合を少なくとも2分の1になるよう要望して下さい。
- ・子育て支援対策としても重要な「放課後児童健全育成事業」の運営費の大幅な財政措置をとるよう要望して下さい。

以上

「新型コロナウイルス感染症」学童保育にかかわる要請事項

群馬県学童保育連絡協議会は、学童保育を必要とする子どもの命と安全を守り、感染症拡大防止と必要な保育の確保のために、次の対応を求めます。また、国や市町村に対しても継続的な働きかけをお願い致します。

要 望 内 容

1. 今後も希望する学童保育指導員がワクチンの優先接種を受けられるよう関係機関に働きかけてください。
2. 「新型コロナウイルス感染症」拡大防止対策として、以下を予算化してください。
 - ① 「令和2年度第三次補正予算」にひきつづき、マスクや消毒薬などの消耗品および空気清浄機などの備品を整備できる予算
 - ② 学童保育指導員をはじめ、必要とする関係者に、必要なときにPCR検査を行うことができるよう、検査体制の抜本的な拡充を図り、その検査にかかる費用は公費で負担してください。
3. 国の第2次補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」は、児童分野、学童保育や保育所の職員は対象外のため、指導員に対して市町村独自の給付が行われています。しかし、金額や条件、未実施など地域格差が生じています。全ての市町村で実施されるように財政補償や国に対して、学童保育指導員を支給対象とするよう要望してください。また、市町村に対しても働きかけてください。

以上